

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

- 1 突合せ事業の進捗状況について
- 2 突合せ業務に係る文書保管等について

平成23年11月8日
日本年金機構

突合せ事業の進捗状況について(平成23年9月末時点)

審査結果

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
審査開始件数	2,375,688人	7,315,679人	9,493,139人	19,184,506人
審査終了件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	1,425,681人 (1,955,565人)	5,126,335人 (6,367,773人)	5,991,190人 (7,658,341人)	12,543,206人 (15,981,679人)
一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	1,413,560人 (1,887,743人)	5,021,978人 (5,807,254人)	5,891,458人 (6,788,447人)	12,326,996人 (14,483,444人)
不一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	12,121人 (67,822人)	104,357人 (560,519人)	99,732人 (869,894人)	216,210人 (1,498,235人)
職員確認済み件数のうちコンピュータ記録との不一致件数	11,902人	102,368人	90,401人	204,671人
職員確認済み件数のうち新規記録判明件数	219人	1,989人	9,331人	11,539人

年金回復見込額

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
年金回復見込額累計(年額)	4,279.9万円	55,317.1万円	128,083.8万円	187,680.7万円
年金回復見込額が増額となる受給者等の人数	10,560人	92,066人	81,996人	184,622人
増額となった者1人当たり平均(年額)	4.0千円	6.0千円	15.6千円	10.2千円

ご本人への通知発送状況

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
記録訂正に係る通知発送件数	10,717件	91,102件	77,256件	179,075件
うち、ご本人からの回答件数	6,494件	58,249件	50,032件	114,775件
記録判明に係る通知発送件数	165件	1,466件	6,569件	8,200件
うち、ご本人からの回答件数	98件	811件	3,614件	4,523件

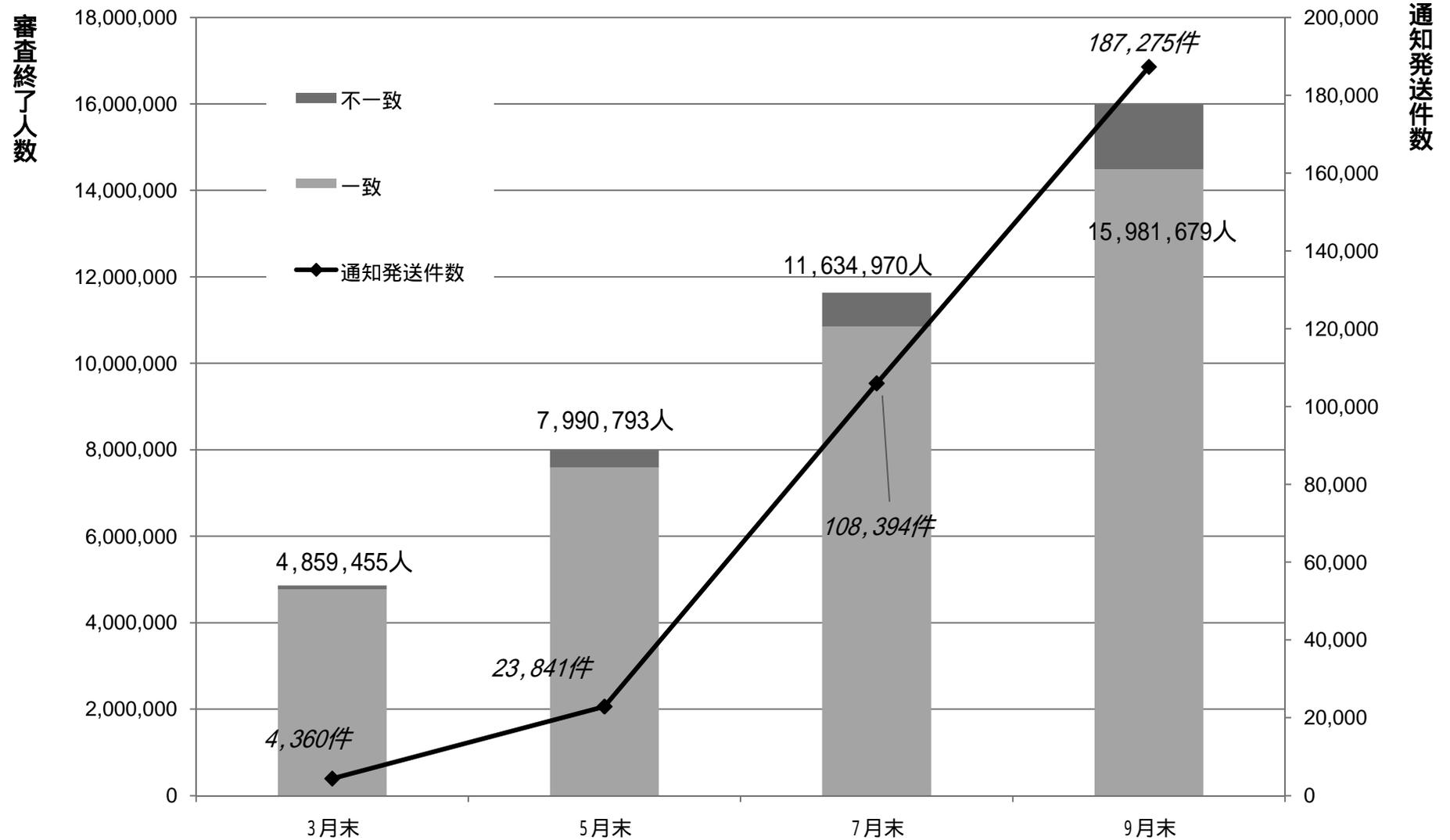
注1) 突合せ作業は、年齢の高い受給者の方から順次、お一人お一人に紐付いた紙台帳等の突合せを行っており、進捗状況は人数ベースで把握している。

注2) 審査結果の人数については、複数の年金を受給されている方等について、一部重複して計上されている。

注3) 審査対象者の年齢は、平成22年10月1日時点での年齢である。

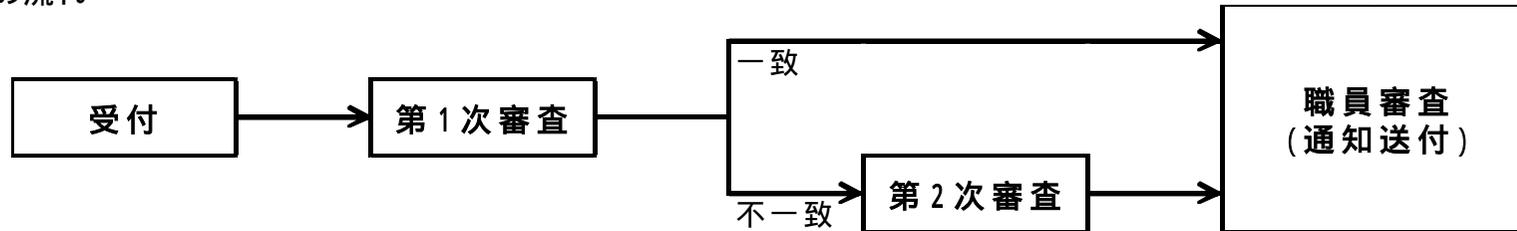
注4) 不一致の案件はご本人に通知し確認をお願いした上で記録補正の要否を判断することから、最終的な結果ではないことに留意が必要である。

突合せ事業の進捗状況について(これまでの進捗の推移)



突合せ事業の実施状況について(概況)

< 業務の流れ >



1. 受付・第1次審査・第2次審査

立上げから半年程度は、作業スタッフのスキルの向上が進んでいなかったこと等から、第1次・第2次審査において滞留が生じていたが、日々の品質向上策等の結果、現在では概ね順調に推移している。

2. 職員審査（通知送付）

第2次審査の結果、通知送付の検討が必要な案件が想定以上に多く、職員審査や通知作成等の作業が追い付いていない状況。

本年10月以降、記録突合センターの職員作業に加えて、支援可能な事務センターや年金事務所においても、作業の一部を担当させることとし、処理体制の拡充を図っているところ。

来年度においては、機構職員の増員を図った上で、職員作業全体を事務センターに移管し、作業体制を強化することを予定している。

平成23年度下半期(11月～)に係る契約の見直しについて

○処理効率の一層の改善を図るため、

- ①作業スタッフ数に応じた支払方式から、処理件数に応じた実績払い方式に変更。
- ②1件当たり処理コストの高い拠点を中心に、処理効率の改善(単価の引下げ)を求めるとともに、処理コストの低い拠点により多くの件数処理を求める。

(参考)・1件当たりコスト:2,264円/件(上半期)→2,139円/件(下半期) (▲5.5%)

・23年度の処理件数見込み:約2,340万件→約2,400万件 (+約60万件)

・初度経費の控除
・22年度の消費者
物価下落分の反映
により引き下げ

平成23年度上半期
1件当たり処理コスト
(税込)

2,264円/件

上半期(4月～10月)

稼働開始から現在までの
拠点評価(※)

1,874円/件
～4,042円/件

※これまでの各拠点の実績を基に、
稼働時期等による差が生じないよう
に調整した1件当たり処理コスト。

・低生産性拠点の
処理効率の改善
・下半期の1件当たり
紙台帳枚数の変動
(枚数の多いものを
実施)
を考慮

平成23年度下半期
1件当たり契約単価
(税込)

2,139円/件

(1,702円/件
～2,899円/件(※))

※各拠点の審査する紙台帳の枚
数が一律であると仮定した場合の
上位拠点と下位拠点の格差は最
大約1.2倍。

下半期(11月～)

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等との突合せ業務に係る文書保管等について

(1) 問題の所在

- コンピュータ記録と紙台帳等との突合せに当たっては、申出書やご本人からの回答や記録補正票など「年金記録問題に関する文書」の他、申出書の写しや連絡票、画像データ、オンラインデータ（ハードコピー）など作業のために作成する文書について、事業者へ委託により保管、破棄させることとしており、「年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務実施要領」にこれら文書の保管や破棄に関するルールを定めている（参考参照）。
- この中では、画像データ・オンラインデータ（ハードコピー）はシステム上いつでも参照可能であることから、作業完了後は1カ月の保管の後、破棄可とされているところである。
- 突合せ業務は開始から1年が経過し、また本年8月30日より開始した持ち主検索作業も本格的に稼働する中、拠点における保管スペースが狭隘になってきたところであり、長期間保存する必要性が薄い画像データ及びオンラインデータの保管の在り方が課題となっている。

(2) 対応策

画像データ及びオンラインデータ（ハードコピー）の保管期限について、以下の対応をとることとしてはどうか。

- ① 画像データ及びオンラインデータ（ハードコピー）については、いつでも参照できることを踏まえ、これまで1カ月保存とされていた「申出なし、一致、補正不要（条件付、条件無）、補正要（通知なし）」に係る画像データ及びオンラインデータ（ハードコピー）の保管期限は、機構職員による納品確認が終わるまでとする。
- ② なお、その他連絡票等審査の参考となる書類については、将来、引き抜いて再度見返すことも想定されるため、引き続き所定の保管期限まで保管することとする。

○ 「年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務実施要領」別添4 (改正案見消し)

○文書保管ルール

- ・対象者ごとに作成される連絡票は、作業の進捗状況を管理するものであり、作業が完了すれば不要であるため、作業完了後は廃棄可とする。また、画像データ・オンラインデータ(ハードコピー)については、システム上いつでも参照可能であることから作業完了後は廃棄可とする。ただし、補正要(通知あり・回答なし)については、連絡票のみ当分の間保管する。
- ・法人文書に該当する申出書については、5年保存とする(参考:ねんきん特別便において「確認はがき」「照会票」「回答票」の文書保存期限⇒5年)。ただし、「年金記録問題に関する文書」であるため、当分の間、保存期間に関わらず廃棄不可とする。

	種 別	申出書	保 管 物						本人からの回答	
			申出書(写)	連絡票	画像データ	オンラインデータ (ハードコピー)	本人からの回答 (写)	記録補正処理票 127号様式等(写)		
申出なし	一次	一致	—	6ヶ月	1ヶ月	—	—	—	—	
	二次	補正要 (条件付)	—	6ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	機構職員による納品確認が終わるまで保管	—	—	
		補正要 (条件無)	—	6ヶ月	1ヶ月	1ヶ月		—	—	
		補正要 (通知なし)	—	6ヶ月	1ヶ月	1ヶ月		—	—	
		補正要 (通知あり・回答あり)	—	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月		6ヶ月	6ヶ月	5年 (当分の間廃棄不可)
		補正要 (通知あり・回答なし)	—	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月		—	—	—
申出あり	一次	一致 (訂正なし通知)	5年 (当分の間廃棄不可)	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	—	—	—	
	二次	補正要	5年 (当分の間廃棄不可)	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	—	—	
		補正要 (通知あり・回答あり)	5年 (当分の間廃棄不可)	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	5年 (当分の間廃棄不可)
		補正要 (通知あり・回答なし)	5年 (当分の間廃棄不可)	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	—	—	—